

施設修繕随意契約結果表

令和5年4月～令和5年6月

契約分

さいたま市

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	スポーツ文化局 文化部 文化振興課
件 名	さいたま市民会館いわつき吸収式冷温水発生機修繕
履 行 場 所	さいたま市岩槻区太田3-1-1
契 約 締 結 日	令和5年4月19日
契約の相手方の 商号又は名称	パナソニック産機システムズ株式会社空調事業本部
契 約 金 額 (円)	4,737,700
随意契約によること とした理由	パナソニック産機システムズ株式会社空調事業本部と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約により契約を締結した。
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	スポーツ文化局 文化部 文化振興課
件 名	プラザイーストインボイス対応駐車場管制設備修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字中尾1440番地8
契 約 締 結 日	令和5年6月12日
契約の相手方の 商号又は名称	日信防災株式会社
契 約 金 額 (円)	4,950,000
随意契約によること とした理由	<p>更新するプラザイーストの駐車場管理設備の管理システムは、日信防災株式会社が設計・施工した駐車場管理システムである。</p> <p>当駐車場の管理システムは、制御盤により、関連機器の制御を一括して行うようパッケージ化されており、構成機器の適切な制御を実施するための制御技術は日信防災株式会社が所有し、一切公表されていないため、他社機器の部分的な使用や、他社による作業実施は、管理システムの性能を保証できず、施設の安定稼働に支障を生じる恐れがあることから、困難となる。</p> <p>今回の修繕箇所は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、日信防災株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	福祉局 長寿応援部 高齢福祉課
件 名	グリーンヒルうらわ昇降機修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区馬場1丁目7番地1
契 約 締 結 日	令和5年6月30日
契約の相手方の 商号又は名称	東芝エレベータ株式会社 北関東支社
契 約 金 額 (円)	121,000,000
随意契約によること とした理由	<p>本施設は高齢者入所施設であり、運営への影響を最小限にし、短工期で昇降機の修繕を実施する必要があるため、昇降機のかご本体やガイドレールなどの主要構造部分は引き続き既存機器を使用し、制御盤等の重要部分の部品等の更新を行うことから、既存機器と新設機器類の互換性を保ち、昇降機の安全性を確保する必要があります。</p> <p>既存昇降機的设计、製造上の技術情報は、メーカーである「東芝エレベータ株式会社」独自のものであり、他社に提供されるものではないため、既存機器と新設機器類を系統的に連携させ、安全性を確保するためには、他社で施工することはできません。</p> <p>昇降機の安全性は、製造、組み立てまで一貫して行った最終製品に対するメーカーの責任に立脚しており、メーカー以外のものが修繕を実施した場合には、それ以後メーカーでの安全性の保証が困難となるため、利用者の安全性に著しい支障が生じるおそれがあります。</p> <p>以上のことから、既存部品と新設機器類の互換性を保ち、機器メーカーによる一貫した機能保証を得たうえで昇降機の安全性を確保するために、「東芝エレベータ株式会社」と地方自治法施工令167条の2第1項第2号により、特命随意契約とするものです。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 西部環境センター
件 名	さいたま市西部環境センター定期整備修繕
履 行 場 所	さいたま市西区大字宝来5 2 番地 1
契 約 締 結 日	令和5年5月19日
契約の相手方の 商号又は名称	川崎重工業(株)
契 約 金 額 (円)	253,000,000
随意契約によること とした理由	<p>当センターは、川崎重工業株式会社が設計・建設したごみ処理施設で、平成5年4月より稼働しております。ごみ処理施設は多くの機器で構成されており、設計・建設したプラントメーカーの多くの特殊技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれているため、性能を維持するためには、施設の構造や技術等に精通した業者の適切な維持管理が必要とされております。</p> <p>当定期整備修繕は、消耗品の交換を含む分解整備が主となる修繕で、毎年実施しているため、経年劣化の状況を把握していなければなりません。それに加え、劣化状況から適切な処理、余寿命診断等行わなければ施設が安全・確実に稼働ができません。そのため、既存設備全体の構造や性能に精通し、これまでの実績から培った経験を発揮できる業者に請け負わせる必要があります。</p> <p>また、既設の焼却炉をはじめボイラー等の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、設備の使用に著しい支障を生ずるおそれがあります。</p> <p>以上のことから、川崎重工業株式会社1者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結しました。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 西部環境センター
件 名	さいたま市西部環境センター工場棟屋上（2号炉上）防水部分補修緊急修繕
履 行 場 所	さいたま市西区大字宝来52番地1
契 約 締 結 日	令和5年6月13日
契約の相手方の 商号又は名称	関東防水㈱
契 約 金 額 (円)	4,730,000
随意契約によること とした理由	<p>当センター工場棟屋上の防水シートが剥がれ及び亀裂により、雨漏りが生じました。このままの状態を放置した場合、雨漏りしている箇所の下に禁水となる石灰を搬送するコンベアであるため、設備の稼働に影響が出ます。雨漏りにより設備が停止した場合、焼却炉の排ガスが処理できなくなるため、焼却炉を停止せざるを得ない状態となります。その場合、ごみの受け入れを停止することとなり、市民生活に影響がでます。</p> <p>そのため、当センターでの防水修繕の実績があり、迅速な対応が可能なたため上記業者と地方自治法施工令第167条の2第1項第5号による緊急修繕の随意契約を締結しました。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内容
所管課	環境局 施設部 東部環境センター
件名	さいたま市東部環境センター定期整備修繕
履行場所	さいたま市見沼区大字膝子626番地1
契約締結日	令和5年6月19日
契約の相手方の商号又は名称	川崎重工業㈱
契約金額 (円)	287,100,000
随意契約によることとした理由	<p>東部環境センターは、昭和59年7月に川崎重工業株式会社が設計・建設したごみ処理プラントで、周辺環境へ与える影響を極力低減するために国の排出基準に比べより厳しい公害防止条件に対応した施設として整備したものである。</p> <p>ごみ処理プラントは多くの機器で構成されており、廃棄物処理施設のなかでも設計・建設したプラントメーカーの多くの特殊技術、独自製品（部品）、ノウハウ等が詰め込まれたもので、その性能を維持するためには適切な維持管理が必要とされている。</p> <p>今回修繕を行う焼却炉・ボイラー・排ガス処理設備・発電設備等のごみ処理プラントの重要部分にあたり、運転中は常に高温・高圧・悪環境で稼動する部分である。しかし、当施設に合致する部品・耐火材等は川崎重工業株式会社が取り扱っている製品のみであり、材質等詳細な成分や詳細な形状（はめ合い部寸法など）は一切公表されていない。このため、他のメーカーによって製作された部品を使用することは当施設の焼却性能を全く保障できず、ひいては重大な事故に繋がる恐れもある。</p> <p>また、ごみ処理プラントが安全・確実に稼動するにはシステム全体の機能・性能が確保されなければならない。そのため定期整備においては、既存設備の構造や性能に精通した業者に一体的に請け負わせる必要がある。さらに、当施設の運転計画上、各焼却炉の現場にて定期整備に費やせる期間が年1回2ヶ月程度と限定されるため、停止期間を最短化し、且つ確実な履行を求めるには当該施設に熟知している必要がある。</p> <p>以上より今回の修繕箇所はごみ処理プラントの性能を維持するための重要部分であり、且つ施設を設計・建設したプラントメーカーのみが取り扱う製品も含まれることから川崎重工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。</p>
備考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	環境局 施設部 クリーンセンター大崎
件 名	さいたま市グリーンセンター大崎保護継電器修繕
履 行 場 所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契 約 締 結 日	令和5年6月6日
契約の相手方の 商号又は名称	(株)明電エンジニアリング 北関東支店
契 約 金 額 (円)	3,960,000
随意契約によること とした理由	当施設の受配電設備は当該業者が製造したものであり、特高受電盤及び高・低圧配電盤用の保護継電器も同様に当該業者が製造している。当施設の電気系統に不具合が生じたとき、保護継電器が正常に働かなければ、その影響が施設内だけでなく電力会社の維持管理する特別高圧電線路やその送電設備にまで及び損害を与える可能性がある。その場合、広範囲にわたり停電するなど、市内外に影響が及ぶことが予想され、施設の損害に対する金銭的な損失とともに市の施設の信用に著しい影響を及ぼす恐れがある。よって、関連設備全体の構造・性能に精通した業者に一貫して請け負わせる必要があるため、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により契約を締結した。
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内容
所管課	都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課
件名	武蔵浦和駅南自転車駐車場外管理システム修繕
履行場所	さいたま市南区沼影1丁目105番1外
契約締結日	令和5年6月5日
契約の相手方の商号又は名称	日本信号㈱
契約金額 (円)	62,260,000
随意契約によること とした理由	<p>更新する武蔵浦和駅南自転車駐車場及び武蔵浦和駅西自転車等駐車場の管理システムは、日本信号株式会社が設計・施工した自転車駐車場管理システムで、利用者の入出場、利用料金徴収、定期券の発行及び個人情報を含む利用者情報の管理を行っています。</p> <p>本駐車場の管理システムは、関連機器の制御を一括して行うもので、構成機器の管理システムソフトはメーカーである日本信号株式会社が所有し、一切公表されていません。そのため、他社機器の部分的な使用や作業実施はシステムの性能を保証できず、施設の安定稼働に支障を生じる恐れがあります。以上より本修繕は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、自転車駐車場の運営及び利用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を実施しました。</p>
備考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課
件 名	緑地施設等修繕（5北部単価契約）
履 行 場 所	さいたま市北部公園整備課管内全域
契 約 締 結 日	令和5年5月8日
契約の相手方の 商号又は名称	有限会社竹直造園土木
契 約 金 額 （ 円 ）	1,650,000 (4,950,000)
随意契約によること とした理由	<p>本修繕は、緑地施設の破損等について、迅速な対応を図るものである。</p> <p>競争入札に付した結果、落札者がおらず、改めて競争入札に付す時間がなかったことから、不落随契を希望した有限会社竹直造園土木と地方自治法施行令第167条の2第1項8号による随意契約により契約を締結した。</p>
備 考	

（注） 単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（ ）に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内容
所管課	建設局 北部建設事務所 道路維持課
件名	東岩槻駅自由通路エスカレータ修繕
履行場所	さいたま市岩槻区東岩槻1丁目地内
契約締結日	令和5年6月26日
契約の相手方の商号又は名称	(株)日立ビルシステム関東支社
契約金額 (円)	6,160,000
随意契約によること とした理由	<p>本修繕は、既存のエスカレータ設備の重要構成部品の一つであるステップを更新するものであり、その他重要構成部品である駆動チェーンや安全確保のための異常検知装置等は、既存のものを使用します。</p> <p>このため、本件更新対象部分と既存設備部分を機械的系統的に連携させる必要があることから、本修繕対象部品の設計・製造、組付け施工は、既存部分を製作した日立ビルシステムにしか施工することができません。</p> <p>また、既存設備製造者である日立ビルシステムに蓄積された設計製造施工のノウハウは他社に提供されるものではないため、重要構成部品の一部の更新を実施する本修繕は、他社では実施することが出来ないため、随意契約とした。</p>
備考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内容
所管課	教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館
件名	さいたま市青少年宇宙科学館エレベーター修繕
履行場所	さいたま市浦和区駒場2-3-45
契約締結日	令和5年6月22日
契約の相手方の商号又は名称	三菱電機ビルソリューションズ(株)関越支社
契約金額 (円)	28,820,000
随意契約によること とした理由	<p>今回修繕を行うエレベーターは、三菱電機製で、設備の老朽化が進むとともに、機能維持管理に必要な部品調達が困難な状況になっています。</p> <p>修繕にあたっては、建物躯体部分や乗場等、今後も耐用可能な部品類は引き続き使用することから、既存部品と新設機器類の互換性を重視し、昇降機の安全性を確保する必要があります。</p> <p>そのため、他の者に施工させた場合、機器の互換性等から機器メーカーによる一貫した機能保証がなされず、利用者の安全に著しい支障が生ずるおそれがあります。</p> <p>以上のことから、三菱電機製を使用し、システムや構造、現場の状況を熟知している三菱電機ビルソリューションズ株式会社関越支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結した。</p>
備考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。

施設修繕随意契約結果表

公表事項	内 容
所 管 課	教育委員会 中央図書館 管理課
件 名	与野図書館エレベーター修繕
履 行 場 所	さいたま市中央区下落合5-11-11
契 約 締 結 日	令和5年5月29日
契約の相手方の 商号又は名称	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関越支社
契 約 金 額 (円)	26,950,000
随意契約によること とした理由	<p>修繕を行うエレベーターは、三菱電機製で、設備の老朽化が進むとともに、機能維持管理に必要な部品調達が困難な状況になっています。</p> <p>修繕にあたっては、建物躯体部分や乗場戸等、今後も耐用可能な部品類は引き続き使用することから、既存部品と新設機器類の互換性を重視し、昇降機の安全性を確保する必要があります。</p> <p>そのため、他の者に施工させた場合、機器の互換性等から機器メーカーによる一貫した機能保証がなされず、利用者の安全に著しい支障が生ずるおそれがあります。</p> <p>以上のことから、三菱電機製を使用し、システムや構造、現場の状況を熟知している三菱電機ビルソリューションズ株式会社関越支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により契約を締結しました。</p>
備 考	

(注) 単価契約による修繕の場合には契約金額(税込)を上段に、支払い限度額(税込)を下段の()に記載する。